

八重瀬町ひとり親家庭等への臨時特別給付金のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている、ひとり親家庭等を支援するため、八重瀬町では児童扶養手当の受給者を対象に臨時特別給付金を支給します。

支給対象者 (①又は②に該当する方)	① 令和2年4月分の児童扶養手当の受給している方。 ※全部支給停止の方を除く ② 令和2年3月分の児童扶養手当の受給者であって、当該者に係る支給要件児童が18歳に達する日以後の最初の3月31日を経過したこと又は転出及び死亡したこと等により、児童扶養手当を受給すべき事由が消滅した者に対して支給する。
給付額	対象児童1人につき10,000円(1回限り)
給付方法	児童扶養手当を受給している口座に振り込みます。
申請	申請は不要です。



八重瀬町

給付金のご案内を送付



辞退及び口座変更等を行う場合は
7/15(水)迄にご連絡ください。



7/22(水)に振込予定です。



対象者

問い合わせ先
八重瀬町役場 児童家庭課
児童扶養手当担当 ☎998-7163